



1. 自動車運転免許取得費の助成

障害のある方が自動車運転免許を取得する際に、必要な費用の一部を助成します。なお、免許取得前の申請が必要です。

■ 対象

次のすべての要件に該当する方

1. 第一種普通自動車免許を取得しようとする方で、身体障害者手帳3級以上又は愛の手帳4度以上の方。ただし、内部障害者は4級以上、下肢・体幹機能障害者は5級以上で歩行困難な方
2. 引き続き3か月以上台東区に住所のある方
3. 前年の所得税の年額が40万円以下の方
※転入の方は（非）課税証明書が必要です。申請する月により必要な（非）課税証明書の年度が異なりますので、お問合せください。
4. 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

■ 助成額

第一種普通自動車免許の取得に要する費用のうち、教習所入所料、技能・学科教習料、教材費に相当する額に3分の2を乗じた額と助成限度額のうち低い金額を助成します。助成限度額は前年の所得税額に応じて下記の所得階層区分ごとに定める額となります。

階層	前年所得税額	助成限度額
A	0円	164,800円
B	1円から42,000円	144,200円
C	42,001円から400,000円	123,600円

■ 手続きに必要なもの

お問合せください。

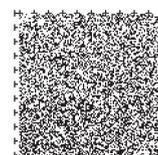
☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1201 FAX 03-5246-1179

2. 自動車改造費の助成

重度の身体障害のある方が就労などのため自ら運転する自動車を取得するとき、改造（ハンドル、ブレーキ、アクセルなど）に要する費用を助成します。なお、自動車改造前の申請が必要です。また、障害状況によって改造箇所等の確認が必要となりますので、お問合せください。



■ 対象

台東区内に3か月以上住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方

1. 上肢機能障害1級又は2級
2. 下肢機能障害1級又は2級
3. 体幹機能障害1級又は2級

ただし、本人又は扶養義務者などの前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内の方（別表P182）。

また、過去に改造費助成を利用したことがある場合は、交付決定から7年以上経過していること。

※転入の方は本人（20歳未満は扶養義務者）の（非）課税証明書が必要です。申請する月により必要な（非）課税証明書の年度が異なりますので、お問合せください。

■ 助成額

133,900円を限度とします。

■ 手続きに必要なもの

お問合せください。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1201 FAX03-5246-1179

3. 自動車燃料費の助成

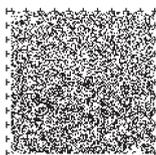
詳細はP105をご覧ください。

4. 駐車禁止等除外標章の交付

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両であり、かつ標章を前面ガラスの見やすい箇所に掲出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から除外されます。

■ 対象

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方



手帳の種類別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1	
	聴覚障害	2 級又は 3 級	
	平衡機能障害	3 級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2
		下肢機能障害	1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1 級から 4 級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1 級又は 3 級	
	免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級		
(再認定診査が指定されている方又は再認定診査が終了している方)			
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、肝臓機能障害、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛の手帳	1 度又は 2 度		
精神障害者保健福祉手帳	1 級		
小児慢性特定疾病医療受給者証	色素性乾皮症の認定を受けている方		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害のある方です。左右いずれかの上肢のみに障害のある方は対象となりません。

■ 申請

1. 申請者

申請は、申請者である身体障害者等本人です。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合や、身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は原則として、申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族もしくは姻族、東京都パートナーシップ宣言による証明を受けた相手方を申請代理人として申請することができます。

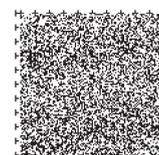
2. 申請窓口

都内のいずれの警察署（交通課）でも申請することができます。

(受付時間は、月～金曜の平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間です。)

3. 申請書類

- ・申請書（各申請書については、警察署窓口で受領できるほか、警視庁のホームページからダウンロードできます。）
- ・身体障害者手帳等



- ・住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）
- ・申請代理人が申請する場合は、申請者との関係が確認できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本等）及び申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。
- ・代理申請又は代筆の場合は申請者本人の押印が必要です。

☆ **問合せ**

警視庁 駐車対策課 駐車対策第一係
電話03-3581-4321（代）

台東区管内の警察署

上野警察署	台東区東上野4-2-4	電話03-3847-0110
下谷警察署	台東区下谷3-15-9	電話03-5806-0110
浅草警察署	台東区浅草4-47-11	電話03-3871-0110
蔵前警察署	台東区蔵前1-3-24	電話03-3864-0110

5. 自動車事故被害者の方への支援

1. 交通事故による重度後遺障害者への介護料支給

■ 対象

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常動作について常時又は随時の介護が必要な状態であると認定された方

■ 支給金額

(令和6年4月1日現在)

種別		金額
最重度	特Ⅰ種	85,310円～211,530円
常時要介護	Ⅰ種	72,990円～166,950円
随時要介護	Ⅱ種	36,500円～ 83,480円

■ 支給方法

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、3月・6月・9月・12月の各月に、3カ月分をまとめて受給資格の種別ごとの支給金額の範囲内で支給します。

なお、介護に要した費用として自己負担した額が下限額に満たない場合には、下限額を支給します。

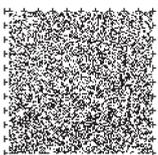
■ 支給の制限

次のような場合は支給できません。

- ・ナスバ療護センター等に入院したとき
- ・他法令に基づく施設に入所又は介護料相当の給付を受けたとき 等

■ 受給資格認定の申請

介護料を受けるには、まず、受給資格の認定を受ける必要があります。支給できない条件等も含め、詳細についてはお問合せください。



2. 交通遺児等への貸付

■ 対象

自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までのお子様

■ 貸付期間

中学校卒業の月まで

■ 貸付金額

貸付資格種別	貸付額	備考
一時金	155,000円	
毎月	10,000円又は20,000円(選択制)	1月・4月・7月・10月に各3ヶ月分を貸付
入学支度金	44,000円	希望者のみ貸付(小・中学校入学時)

■ 利子

無利子

■ 返還方法

貸付期間終了後6カ月又は1年を経過した後、月賦又は月賦・半年賦により原則20年以内の均等払い

■ 返還猶予制度

中学校卒業後、高校・大学等に進学される場合は、卒業までの返還を猶予します。

■ 貸付の申込み

詳細についてはお問合せください。

3. 療護センター等の設置

- 自動車事故による脳損傷によって、遷延性意識障害となった方に社会復帰の可能性を追求しながら、適切な治療と看護を行う専門の病院を設置しています。なお、入院期間はおおむね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。詳細についてはお問合せください。

☆ 問合せ先

独立行政法人 自動車事故対策機構(ナスバ) 東京主管支所

電話03-3621-9941 FAX03-3621-9944

